

申 告 書

東京都北区保健所長 殿

私は、旅館業法第三条第二項第一号から第八号までに該当していません。

年 月 日

住 所

フリガナ
氏 名

生年月日 年 月 日

(注意)

- ・ 法人の場合は役員のうち常務取締役、専務取締役の他業務を行う役員についても必要です。
- ・ 本申告書の内容について、所管行政庁等に照会をすることがあります。

(参考) 旅館業法第三条第二項

都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不相当であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの*

(※旅館業法施行規則第一条の二：精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者)

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

四 第八条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して三年を経過していない者

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して五年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）

六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

七 法人であつて、その業務を行う役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

八 暴力団員等がその事業活動を支配する者